

補助金等検証シート

No. 19

| | | | | | | | |
|-------------|-------|----|-----|-----|-----|------|----------------|
| 所属 | 高齢福祉課 | 会計 | 1 款 | 3 項 | 1 目 | 4 事業 | 33 高齢者交通費助成事業費 |
| 第5次総合計画施策体系 | 章 | 4 | 節 | 4 | 部門 | 1 | 部門名 |
| | | | | | | | 高齢者保健福祉 |

1. 補助金の基本データ

| | | | | |
|--|---|------|------------|------------|
| (1) 補助金名称 | 高齢者交通費助成金 | | | |
| (2) 根拠(条例・規則・要綱名) | 生駒市高齢者交通費助成要綱 | | | |
| (3) 補助金創設年度 | 平成8 年度 | 交付区分 | 個人 | |
| (4) 補助金の導入経緯及び目的 | <p>永年にわたり社会に貢献した高齢者の生きがい支援及び社会参加の促進を図るため。</p> | | | |
| 当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ) | | | | |
| (5) 平成25年度予算額 | 203,806 千円 | 財源 | 国・県補助金 | 0 千円 |
| | | | その他特定財源() | 0 千円 |
| | | | 一般財源 | 203,806 千円 |
| (6) 平成25年度予算額積算方法 | [補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい] | | | |
| 10,000円(1人当たり交付金額)×20,716人(対象者数)×0.97(交付率) | | | | |
| (7) 国・県からの補助金の概要 | 補助率、補助基準等 | | | |
| | [市単による上乗せがある場合は、その内容] | | | |
| | [国、県等の補助金が創設された経緯・目的] | | | |

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

| | | | |
|---|--|----------------|------|
| (8) 交付先(団体等名) | | (9) 団体等の構成人数 | 人 |
| (10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可) | | | |
| (11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○) | | | |
| 項 目 | | 積算根拠又は内容 | 金 額 |
| 市が事務局業務を行っている | | 人 × 6,600 千円 = | 0 千円 |
| 場所や備品、消耗品等は無償貸与している | | | 千円 |
| 有料施設等の減免を行っている | | | 千円 |
| 有料施設等の使用料の補助を行っている | | | 千円 |
| その他 | | | 千円 |
| (12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由 | | | |
| | | | |

| | | | |
|-----------------------|------------|----------------------|-------|
| (13) 補助総合計 (5) + (11) | 203,806 千円 | (14) 補助総合計に占める人件費の割合 | 0.0 % |
|-----------------------|------------|----------------------|-------|

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

| (1) 補助金の算定根拠 | | 適合しない理由と今後の対応 |
|---|---|---|
| ① 特定の具体的な事業に対する補助である。 | | 高齢者(個人)に対する交通費の支援である。 |
| 補助対象事業・補助対象経費 | | 鉄道、バス、タクシー、生駒ケーブル乗車券の中から2つ組み合わせて、1人10,000円相当を交付 |
| ② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。 | | 1人あたりの給付額10,000円を設定している明確な根拠がないが、事業そのものの継続を見直す方針であることから、継続中は給付金額を見直す予定はない。 |
| 補助率又は単価設定根拠 | | |
| ③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。 | ○ | |
| 再交付先の名称、件数等 | | |
| 再交付の金額・内容 | | |
| (2) 補助期間 | | |
| ① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。 | | 今後、本市の高齢化率の上昇に伴う社会保障経費の伸びや「生駒市地域公共交通総合連携計画」等の動向を踏まえ、代替策を検討する必要があると考えるが、それまでは、補助の目的である高齢者の生きがい支援、社会参加の促進は継続されるべきものであるため。 |
| (終期を設定している場合) 終了年月日 | | |
| (3) 実績報告等 | | |
| ① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。 | | 事業に対する補助金ではないため |
| ② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。 | | 事業に対する補助金ではないため |
| ③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。 | | 事業に対する補助金ではないため |
| (4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい | | |
| ① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。 | | |
| ② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。 | | |
| ③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。 | | |

3. 補助金交付基準による検証

| | | |
|---|------|---|
| (1) 公益性 | | |
| ① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 | B | ある程度つながっている |
| 〔上記のように評価した理由〕 対象者は70歳以上の市民としていること以外に制約を設けていない。 | | |
| ② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 | B | ある程度適合している |
| 〔上記のように評価した理由〕 交付率は依然95%を超える高い率であり、市民ニーズは高いといえるが、近年の市の財政状況、行政改革における本事業の置かれる状況に鑑み、事業に反対し、交付申請を辞退する意思表示をされる交付対象者も見られる。 | | |
| ③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。 | B | ある程度適合している |
| 〔上記のように評価した理由〕 第5期ハートフルプランでも、本事業の見直しは謳われているものの、高齢者の社会参加の機会の確保が掲げられており、基本的な方針には合致していると考えられる。 | | |
| (2) 必要性 | | |
| ① 市が関与する妥当性はあるか。 | B | 一定程度ある |
| 〔上記のように評価した理由〕 社会参加の促進など一定程度の意義は認められるが、実施していない市町村もあり、今後、これに代わる施策を検討していくこととなっている。 | | |
| ② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) | C | 今後検討する必要がある |
| 〔上記のように評価した理由〕 限られた財源の中で増え続ける扶助費については再検討する必要があるため。 | | |
| ③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 | B | ある程度達成されている |
| 〔上記のように評価した理由〕 目的が高齢者の生きがい支援及び社会参加の促進を図ることであり、評価が困難であるが、高齢者の社会参加の面からすれば、一定程度の目的は達せられていると考えられる。 | | |
| (3) 補助の効果(成果) | | |
| ① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。 | C | 明確には認められない |
| ② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。 | B | 一定程度期待できる |
| 〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。) 補助金交付の目的が生きがいづくりであるため、具体的な補助金の効果を明確には判断しがたい。 | | |
| (4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい) | | |
| ① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。 | B | 一部不明確な部分がある |
| ② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。) | A | 目的どおりである |
| (5) 補助金交付を中止した場合、問題は？ | | |
| 有 | 判断理由 | 市民のニーズが高い事業であり、助成制度を中止すれば感情的な反発を招くことが予想される。 |

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

| | | | |
|---|-------------------------------|--|--|
| 有 | 見直し時期 | 平成23年度、25年度 | |
| | 見直しの契機 | 行政内部の検討結果による | |
| | 見直し内容 | 〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕 平成23年度は、ふれあいセンター温水プール使用券の取扱い廃止、25年度はスーパー銭湯等入浴券の取扱い廃止 | |
| | (無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由 | | |

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

「廃止」との提言であったが、コミバス等交通弱者への支援に係る代替案の未整備、事業に対する市民ニーズの高さを考慮して継続した。

(8)今後の方向性は？

| | | | |
|---|----|----------------------------|------------------------------|
| ① | 継続 | 判断理由 | 代替事業の検討を予定しているが、実現までは当面継続する。 |
| | | ②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容 | |

4. 附属データ

(1)交付実績

| | 平成24年度 (見込) | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成21年度 | 平成20年度 |
|----------------|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 補助金決算額 | 181,434 千円 | 172,873 千円 | 164,659 千円 | 158,890 千円 | 225,233 千円 |
| うち国県補助金 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 |
| うちその他財源 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 |
| うち一般財源 | 181,434 千円 | 172,873 千円 | 164,659 千円 | 158,890 千円 | 225,233 千円 |
| 交付件数実績 | 18,521 人 | 17,627 人 | 16,629 人 | 15,800 人 | 15,205 人 |
| 当該年度交付対象数 | 19,294 人 | 18,286 人 | 17,257 人 | 16,390 人 | 15,657 人 |
| 補助金交付・管理事務の人員費 | 1,320 千円 | | | | |
| 職員従事者数(人・年) | 0.2 | | | | |

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

| | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成21年度 | 平成20年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳出決算総額 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 歳入決算総額 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| うち前年度繰越金 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 積立金(H24年度末現在高) | 千円 | | | | |

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額

千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

| 市名 | 金額 | 備考 |
|-------|----|-------------------|
| 奈良市 | 千円 | 老春手帳の交付によるバス料金の助成 |
| 大和郡山市 | 千円 | |
| 天理市 | 千円 | |
| 橿原市 | 千円 | |
| 香芝市 | 千円 | |

生駒市高齢者交通費助成要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、永年にわたり社会に貢献した高齢者の生きがい支援及び社会参加の促進を図るため、予算の範囲内において、高齢者がバス、電車、タクシー及び生駒ケーブルを利用する場合における交通費の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、毎年4月1日現在において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている70歳以上の者(当該年度中に70歳に達する者を含む。)とする。

(助成の内容)

第3条 交通費の助成は、助成対象者1人につき、1会計年度当たり10,000円相当額のバス乗車券、電車乗車券、タクシー乗車券及び生駒ケーブル乗車券(以下「助成券」という。)を交付して行うものとする。

(助成券の交付申請)

第4条 助成券の交付を受けようとする者は、高齢者交通費助成券(生きいきカード)交付申請書兼受領書(以下「申請書兼受領書」という。)により市長に申請しなければならない。

(助成券の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、申請書兼受領書と引換えに助成券を交付するものとする。

2 前項の規定により交付した助成券は、再交付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の喪失)

第6条 助成対象者が、助成券の交付を受けるまでに市外に転出し、又は死亡したときは、その権利を失う。

(助成券の返還)

第7条 助成券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに助成券を市長に返還しなければならない。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他助成券を必要としなくなったとき。

(助成券の使用の制限)

第8条 交付を受けた助成券を利用することができる者は、受給者及び介助者並びに当該受給者のための行為を行う者に限るものとする。

(貸与等の禁止)

第9条 受給者は、交付を受けた助成券を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。ただし、当該受給者のための行為を行う者については、この限りでない。

(施行の細目)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成8年5月20日から施行する。

附 則

この告示は、平成9年4月21日から施行する。

附 則

この告示は、平成13年6月4日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。